

公益財団法人アイネット地域振興財団

役員等の報酬並びに費用に関する規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人アイネット地域振興財団（以下「この法人」という。）の定款第20条及び定款第38条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義等）

この規程における用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事、監事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、その名称の如何を問わず、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

第3条（報酬等の支給）

- 1 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤役員には、別表の常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 非常勤役員に対しては、理事会出席等、必要の都度、報酬等を支給することができる。
- 4 評議員に対しては、評議員会出席等、必要の都度、報酬等を支給することができる。
- 5 定例役員報酬の支給日、支給方法等は、理事長が定める。
- 6 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 7 支給は、法令に基づき控除すべきものを控除し、その残額を本人名義の金融機関口座に振り込むか又は直接手渡すものとする。

第4条（報酬の額の決定）

- 1 この法人の常勤役員の定例報酬月額を別表1に定める常勤役員俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決定する。
- 2 非常勤役員に対する報酬については、別表2に定める額を支給する。但し、株式会社アイネット（証券コード9600）及びその関連会社の常勤役職員である場合は無報酬とする。
- 3 評議員に対する報酬については、別表3に定める額を支給する。但し、株式会社アイネット（証券コード9600）及びその関連会社の常勤役職員である場合は無報酬とする。

第5条（退職慰労金）

この法人は、役員等に対し退職慰労金を支給しない。

第6条（費用）

- 1 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用（交通費、旅費等）については、請求のあった日から遅滞なく、その額を支払うものとする。
- 2 前払いを要するものについては、請求により、前もって支払うことができる。
- 3 常勤役員には、通勤に要する交通費の実額を通勤手当として支給する。

第7条（細則）

この規程の実施に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第8条（辞退）

支給対象者から、報酬等もしくは費用の一部または全部の受取りを辞退するとの申し出があった場合は、報酬等もしくは費用を支給しないことができる。

第9条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規則は、令和2年1月21日から施行する。

この規則の一部改定は、令和2年6月11日から施行する。

この規則の一部改定は、令和5年6月19日から施行する。

この規則の一部改定は、令和6年6月24日から施行する。

別表1（第4条第1項関係）

常勤役員の報酬月額を支給額は下記の俸給表のとおりとする。

号俸	月額
1	100,000円
2	150,000円
3	200,000円

別表2（第4条第2項関係）

非常勤役員の報酬支給額は、下記のとおりとする。

非常勤役員	支給額（手取り）
1人1日当たり	20,000円

別表3（第4条第3項関係）

評議員の報酬支給額は、下記のとおりとする。

評議員	支給額（手取り）
1人1日当たり	20,000円